大 監 第 12 号 平成23年5月17日

大阪市監査委員職務執行者 木 下 吉 信 同 高 橋 諄 司 大 阪 市 監 査 委 員 髙 橋 敏 朗 同 髙 瀬 桂 子

## 住民監査請求について(通知)

平成 23 年4月 15 日付けであなたから提出された地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 242条第1項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

記

## 1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

回数カードの払戻しについて、平成23年3月23日に交通局に聞いたところ、使用期限のあるカードは払戻しするが、使用期限のないカードはいつでも使用出来るから払戻しは出来ないと言っている。絶対納得出来ない。

理由としては、条例で決めたことでも国の法律で決まっていることでもなく、交通局が勝手に決めたと言っており、使用期限のあるカードを払戻しをした場合、期限が過ぎたら使えないので、税金の無駄使いである。

ある民間会社に聞いたところ、責任者の方は逆に、使用期限のないカードは 100%損はしない、使用期限のあるカードは約 50%損するだろう、それ以上かもわからない、 うちの会社だったら考えられない、お役所仕事だろう、自分のお金と違う税金だから 損してもなんともないのだろう、と言っている。

払い戻した使用期限付きのカードは、場合によっては売れない。従って払戻しに使った公金の損害である。

措置として、使用期限のないカードは払戻しをし、使用期限のあるカードは払戻しをしないことを求める。

## 2 地方自治法第242条の要件に係る判断

地方自治法(以下「法」という。)第242条に定める住民監査請求の制度は、本市職員等による違法不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体のこうむつた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる制度である。

しかしながら、請求人は、使用期限のあるカードの払戻しを問題にしているが、そもそもカードの払戻しについては、前もって定められた規程に基づいてなされるものであって、払戻し額についても、新たな支出を行うものではなく前払いされた料金を還付するのであるから、本市の損害になりうるか否かは甚だ疑問である。詰まるところ、請求人は自らが主張するカードの払戻しの取扱方法への変更を求めるものであっても、住民監査請求の制度によって、本市職員等による違法不当な財務会計上の行為又は怠る事実の予防是正等を求めるものとは到底認められない。

そうすると、本件請求は法第 242 条の趣旨目的に合致しないものと判断せざるを得ない。